

警視庁匿名・流動型犯罪グループ対策本部対策監
警 視 府 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
各 方 面 本 部 長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

原議保存期間	1年（令和9年3月31日まで）
有効期間	二種（令和9年3月31日まで）

警 察 庁 丁 組 二 発 第 1 5 号
令 和 8 年 1 月 1 9 日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第二課長

SNS型投資・ロマンス詐欺等に利用されたTikTokのアカウント等に関するTikTok社への情報提供について（通達）

SNS型投資・ロマンス詐欺の被害については、令和6年の認知件数が10,237件（前年比+6,391件）、被害額が1,271.9億円（前年比+816.8億円）であったところ、令和7年は11月末時点において、認知件数は13,209件（前年同月比+3,874件）、被害額は1,550.6億円（前年同月比+406.1億円）と、認知件数、被害額いずれも前年の年間認知件数、被害額を超える情勢になっており、極めて深刻な状況にある。

これらの詐欺においては、被疑者との当初の接触ツールとして、ソーシャル・ネットワーキング・サービスが悪用されており、この種事犯による被害の更なる拡大を防止するためには、警察が認知した、被疑者が犯行に利用していると認められるアカウントや広告（以下「犯行利用アカウント等」という。）について、迅速にSNS事業者に情報提供を行い削除要請するなど警察と事業者の連携した取組が必要である。

そこで、このたび、警察からTikTokを運営するTikTok Pte. Ltd.（以下「TikTok社」という。）に対して、犯行利用アカウント等の削除や利用停止（以下「削除等」という。）を促す情報提供（以下「削除依頼」という。）を行うための要領について、同社と下記のとおり合意に至った。各位にあっては、TikTokを利用したSNS型投資・ロマンス詐欺及び特殊詐欺（以下「対象事案」という。）の被害申告や相談があった場合には、要領にのっとり犯行利用アカウント等の積極的な削除依頼を推進するなど、本件枠組みを適正に活用し、その対応に誤りのないようにされたい。

記

1 犯行利用アカウント等の削除依頼の趣旨

本取組は、警察において、ダイレクトメッセージ機能の使用や広告の掲載などTikTokが犯行ツールとして利用された対象事案の被害申告や相談を受けた場合に、当該犯行利用アカウント等に関連する情報（以下「犯行利用アカウント関連情報」という。）を警察からTikTok社に提供し、迅速な削除等を依頼するものである。

2 削除依頼の対象となる犯行利用アカウント等について

TikTok社に削除等を依頼する犯行利用アカウント等については、対象事案の被疑者が利用していると認められるアカウント及び広告とする。

3 都道府県警察及び警察庁における対応

（1）被害申告・相談受理時の対応

都道府県警察の警察署や警察本部（以下「警察署等」という。）において、被害者、相談者（以下「被害者等」という。）等から対象事案の被害申告や相談を受けた場合は、同人に、犯行利用アカウント関連情報を警察からTikTok社へ提供することについて理解と協力を求めるこ。

(2) 犯行利用アカウント等の削除依頼の手続き

- ア 警察署等においては、犯行利用アカウント等について別添様式に定められたユーザ一名等必要事項を被害者等の端末から確認すること。
- イ 警察署等においては、別添様式に必要事項を入力した上、自都道府県警察本部の担当所属（以下「本部担当所属」という。）に速やかに送付すること。
- ウ 本部担当所属においては、各警察署等から送付された別添様式の内容を確認して1日ごとに集約し、翌勤務日の執務時間内に警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課ツール対策係（以下「警察庁ツール対策係」という。）に送付すること。ただし、捜査に支障を来すなどの場合については、捜査の進捗状況も踏まえて適切な時期に警察庁ツール対策係に送付することとして差し支えない。
- エ 警察庁ツール対策係においては、都道府県警察本部から送付された別添様式の情報を速やかにTikTok社へ送信し、犯行利用アカウント等の削除等について依頼するものとする。

4 運用上の留意事項

(1) 削除等の措置主体

警察からの削除依頼に基づき、どのような対応を執るか最終的に判断を行うのはTikTok社である。警察から削除依頼を行った場合であっても、削除等の措置が執られない場合も想定されるため、削除依頼を行えば、対象となる犯行利用アカウント等が確実に削除されるかのような誤解を被害者等に与えないよう、説明の際には注意すること。

(2) 犯行利用アカウント等の特定

警察署等においては、犯行利用アカウント等の特定に当たっては、犯罪とは関係のないアカウントや広告について削除依頼をしないよう、被害者等からの聴取内容と客観資料とを突合するなどして適正に判断するほか、別添様式に必要事項を入力する際には複数人で記載内容を確認するなどして誤記等のないよう十分注意すること。また、本部担当所属については、警察署等から送付された情報を集約する際、正しく情報が入力されているかを確認するとともに、誤記等を認めた場合は当該警察署等に適切に指導すること。

(3) 誤依頼への対応

削除依頼した犯行利用アカウント等について、事後の捜査で犯行利用アカウント等ではないと判明した場合には、本部担当所属から直ちに警察庁ツール対策係に報告すること。

別添

TikTokの犯行利用アカウント情報

都道府県	
------	--

ダイレクトメッセージ

番号	ユーザー名（@から始まるもの）※半角入力	類型	警察署	認知日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

広 告

番号	広告のURL ※半角入力	類型	警察署	認知日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				